人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十五日

秋田県人事委員会委員長　柴　田　一　宏

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七―二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一　適用区分表（第二条関係）

勤務箇所	職員			調整数
略	略			略
千秋学園	1	児童の自立支援の業務に従事することを本務とする職員	三	
	2	略	略	二
	3	略	略	
略				略

改正前

別表第一　適用区分表（第二条関係）

勤務箇所	職員			調整数
略	略			略
千秋学園	1	児童の自立支援の業務に従事することを本務とする職員	二	
	2	児童の生活支援の業務に従事することを本務とする職員		
	3	児童の職業指導の業務に従事することを本務とする職員		
	4	略	略	一
	5	略	略	
略				略

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の規則七―二（給料の調整額）の規定は、令和四年二月一日から適用する。